

高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程

(平成13年8月13日 議決)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等をする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(費用弁償)

第10条 第7条に定める者(開催町村に居住する者を除く。)が、会議に出席したときの費用弁償の額は、1回につき1,000円を支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月13日から施行する。